

域と生産域が確認できたこととなります。西側の調査区では掘立柱建物や耕作溝などがみついています。掘立柱建物は梁行1間(3.3m)×桁行3間(6.5m)のもの、2間(2.8m)×2間(2.8m)ものの2棟が見つかりました。梁行1間×桁行3間の建物は盛土の上に建てられています(写真3)。一方2間×2間の建物は倉庫の可能性があります。遺物は昨年に比べ少ないですが、土器のほかに以下に記するような田地の賃貸契約を示す木簡1点(21号木簡)や祭祀具などの貴重な木製品も出土しました。今後は今年の調査成果も加味し、遺跡の性格や構造を詳しく解明していくことが大きな課題となります。(山崎忠良)

## 延命寺遺跡出土の21号木簡について

延命寺遺跡では現在までに21点の木簡が出土しています。平成18年に20点、平成19年に1点(21号木簡)が出土しました。21号木簡は長さ48.6cm、幅4.9cm、厚さ0.6cmで、下端に損傷があるものの、ほぼ完形です。また墨の残りもよく、肉眼でも文字が判別できます。出土地点は調査区の北東側で、上端を南東に向け、表を上に向けた状態で出土しました。判読した釈文は右の木簡写真の両脇に記しました。書かれている内容は、田地の賃貸借に関するものです。頸城郡物部郷(上越市清里区)の物部多理丸の一族・物部鳥丸が野田村にもつ奈良田3段・中家田6段を、同じく物部多理丸の一族・物部比呂が伊神郷(上越市三和区)の酒君大嶋に1年に米2石1斗で賃貸しています。この契約を公的に合法化するために田領という頸城郡の役人が木簡の裏面に署名し、郡司(郡の長官)に提出されたものです。

この木簡では天平7年の年紀が判読できたことで、田地の賃貸借に関する木簡としては現存最古のものとなります。これまでは島根県出雲市青木遺跡のものが最古(天平8年)のものでした。また、「物部郷里」と郷・里が記されていることから県内で数少ない郷里制下の木簡です。郷里制とは霊亀3年(717)~天平12年(740)ごろ実施された郡の下に郷を置き、さらに郷の中を里に分けるという行政区画です。これは約20年余りしか行われなかったため、地方では希少な資料となります。このような内容を持ち、田領が作成、署名して郡司に提出された木簡が、延命寺遺跡に送られて受理され捨てられていることから、遺跡が郡の機能の一部を担った出先機関である可能性が高くなりました。

(田中一穂)

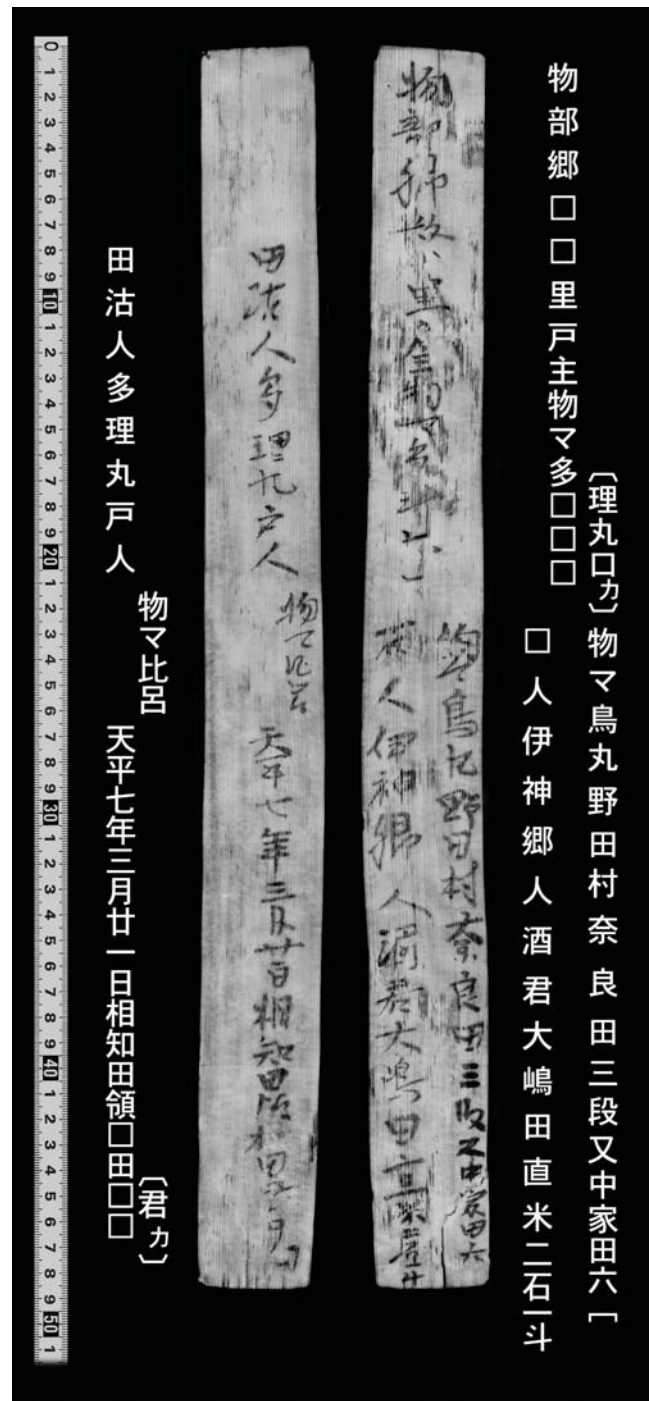


写真4 21号木簡(平成19年出土)